

運 営 規 程

社会福祉法人 かみかわ福寿園
上川町在宅老人デイ・サービスセンター
(地域密着型通所介護事業所・第1号通所事業所)

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かみかわ福寿園が老人福祉法並びに介護保険法（以下「法」という。）に基づいて設置する、地域密着型通所介護事業所並びに第1号通所事業所上川町在宅老人デイ・サービスセンター（以下「事業所」という。）の運営方針、職員の職種区分及び職務内容、利用者に対する処遇方法や利用者の守るべき規律、事業所管理についての必要事項を定める事を目的とする。

(事業の目的)

第2条 地域に居住する要介護状態または要支援状態等にある居宅の高齢者に対し、①社会的孤立の解消 ②心身機能の維持・向上 ③介護者の介護負担の軽減の実現のために適正な指定通所介護サービス及び第1号通所事業（以下「通所事業」という。）を提供し、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

(運営方針)

第3条 施設の運営にあたっては、法の基本理念に基づき、利用者に対して快適な環境の下で、心身の状態に合わせた適切な処遇と各種サービスの提供に努めると共に、各種諸機関と連携を密にし、地域の医療・保健・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第 2 章 職 員

(職員の職種)

第4条 法に基づき施設に次の職員を置く。但し、必要に応じて定員を超えた職員及び臨時職員を置くことができる。

(1) 施 設 長 (管理者/大雪荘と兼務)	1
(2) 生 活 相 談 員	1
(3) 介 護 職 員	2
(4) 看 護 職 員	1
(5) 機能訓練指導員(看護職員が兼務)	1
(6) 調 理 員	1
(7) 運 転 手 (大雪荘と兼務)	1
(8) 事 務 員 (大雪荘と兼務)	1

(職務内容)

第5条 前条に掲げる業務分掌は次のとおりとする。

(1) 施設長

理事会の決定する方針に従い事業所の運営管理を総括する。

(2) 生活相談員

利用者の生活相談と機能回復訓練並びに処遇立案・実施。

教養娯楽等行事の企画・実施。

地域への啓蒙活動。

利用者の公的扶助申請代行業務。

施設利用・廃止に関する事務。

利用登録者宅への定期面接業務。

利用者の処遇計画等のサービス調整。

その他利用者の処遇全般に関する事。

(3) 介護職員

利用者の介護全般と相談業務。間接処遇業務全般。

機能回復訓練及び処遇に関する事。

浴室他介護に関わる館内の清潔保持。

行事等利用者の教養・娯楽に関する業務全般。

その他利用者の処遇全般に関する事。

(4) 看護職員

医師の指示により傷病者への医療処置及び看護。

緊急時における医療的対応、及び医療機関への連絡調整。

保健衛生相談。

必要に応じて家族に対する利用者の健康状態の説明。

医療機器、利用者の薬品の管理。

記録の整備・管理。

その他利用者及び職員の保健衛生に関する事。

(5) 機能訓練指導員

利用者の心身機能維持向上又は低下予防のための機能訓練を計画立案し実施。

(6) 調理員

食事の献立に基づき調理、配膳及び調理室、食堂の清潔保持、その他調理に関する事。

(7) 運転手

送迎用車輛の運転。

車輛の清掃、点検、維持管理。

その他の雑務に関する事。

(8) 事務員

事務所の庶務及び人事、会計等を行う。

(職員の心得)

第6条 職員は次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 職員は事業所の目的と運営方針を十分に理解し、創意と工夫によって利用者が快適な時間を過ごせる様、明るい環境づくりに努めなければならない。
- (2) 前項の事業所の目的を達成するため、職員は利用者に対して差別のない愛情と適切な接遇に努めるとともに、職員相互の融和と協力による明るく生きがいのある職場になるよう努めなければならない。

第 3 章 施設の利用

(利用定員)

第7条 施設の1日あたりの標準利用定員は、最大18名とする。

(利用対象者)

第8条 この事業の利用対象者は、次のとおりである。

- (1) 地域密着型通所介護は、要介護度1から要介護度5までの者。
- (2) 第1号通所介護は、要支援と事業対象者の者。

(契 約)

第9条 施設の利用開始は施設と本人若しくは家族との「利用契約書」による締結後より発生する。

- 2 施設は契約時に契約者とは別に連帯保証人を求めるものとする。そして、仮に契約者が施設利用料金等を滞納して、施設側の請求に応じなかった場合、契約者に代わり連帯保証人がその債務を負担するものとする。なお負担の極度額は、要介護度5の3割負担の方が6ヶ月間滞納した金額とし、請求があった時には連帯保証人に債務の額等に関する情報を提供するものとする。
- 3 施設長は、利用しようとするものが伝染病疾患を有する場合は、その契約に応じないことができる。
- 4 施設長は、新たに利用したものに対しては次の内容を講じなければならない。
 - (1) 施設の目的、経営方針及び利用中に必要な事項を説明すること。
 - (2) 利用者台帳を作成すること。
 - (3) 利用者的心身の健康状態等を考慮し、個別の処遇方針を定めること。

(受給資格等の確認)

第10条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめることとする。

(営業日及び営業時間)

第10条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時00分までとする。なお、サービス提供時間は、午前8時45分から午後4時15分までとする。

(サービス内容)

第11条 利用者は事業所に対して以下のサービスを利用することができる。

- ①送迎（家～施設）
- ②健康チェック
- ③生活相談
- ④入浴
- ⑤日常動作訓練
- ⑥食事（昼食とおやつ）
- ⑦日常生活上の介護

(通所介護計画)

第12条 通所介護及び通所事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及び生活環境や家庭等介護者の状況を充分把握し、個別に通所介護計画及び第1号通所事業計画（以下「通所事業計画」という。）を作成する。

- 2 通所介護計画及び通所事業計画の作成や変更の際には、利用者や家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画及び通所事業計画に基づいて各種サービスを提供するとともに継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料金等)

第13条 施設が提供する指定通所介護及び通所事業の利用料金は、厚生労働大臣または上川町が定める介護報酬の告示上の額(別表)とする。ただし次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを実費受ける。

- (1) 食事代金
 - (2) 紙オムツ代
 - (3) 外出行事時の必要経費
 - (4) その他、必要と思われる経費
- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な説明を充分に行い、その上で当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者又は家族の同意を得る事とする。

(償還払い)

第14条 利用者が要介護認定を受ける前に介護サービスを利用した場合、必要に応じて利用者から一時介護保険報酬の全額を請求することができる。その場合、利用者の要介護度が認定された時点で、利用開始日から今までの支払った料金から要介護度に基づく自己負担額の差し引き分を保険者に請求し、払い戻される。

(通常の事業実施地域)

第15条 通常事業の実施地域は、上川町内とする。ただし、事務所所在地から陸路片道15キロメートル以上の遠隔地は除く。

2 通常事業の実施地域外において、利用希望者がある場合は、前項の規定にかかわらず事業を実施することができる。

(緊急時における対応方法)

第16条 職員は、通所介護および通所事業を実施中に利用者の体調が悪化、もしくはその他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医あるいは最寄りの医療機関に連絡し、適切な処置を行うものとする。

第 4 章 利 用 者 の 处 遇

(処遇の基本原則)

第17条 利用者のサービス提供にあたっては、利用者の心身の状態を的確に把握し、その状態に応じた処遇方針を定め、明るく安らかに過ごせるよう配慮しなければならない。

(自助と互助)

第18条 施設長および職員は、利用者に対して愛情と誠意をもって接し、第18条から第20条に掲げる事項を配慮しながら、いたずらに利用者に強制せず自立援助及び互助に努めなければならない。

(食事の提供)

第19条 食事サービスについて、食品の種類や献立及び調理方法については、特別養護老人ホーム 大雪荘に依頼して行うが、利用者の身体的特性に適合した内容のものや、嗜好にあったものが提供されるよう要請し、実施する。

- 2 食事の状態は利用者の身体ADLに合わせたものを提供し、また疾病により食事制限等が必要な方に対しては、医師の指示のもと特別食の提供も考慮する。
- 3 調理に従事する職員は特に身辺の清潔に努め、月1回以上の検便を受ける。
- 4 施設長その他関係職員により検食を事前に行う。
- 5 調理室・食品貯蔵室等には関係者以外の立入りを規制し、衛生の保全に努める。
- 6 必要に応じて食事介助を行う。
- 7 食事時間について、昼食は12時、おやつは午後3時からとする。

(入浴サービス)

- 第20条 入浴の前に利用者の健康チェック（体温、血圧、問診等）を行い、入浴がその利用者の身体にとって負担にならないか確認する。
- 2 健康状態により入浴ができない場合は、利用者の希望により身体の清拭や洗髪（ドライシャンプー等）を行う事とする。
 - 3 男女の混浴を行わず、時間帯をわけて実施する。
 - 4 入浴に最低限必要な消耗品を次に掲げるものとし、特別な事由がない場合は利用者負担にはしない。
 - (1) 石けん、シャンプー、リンス 必要数
 - 5 入浴時に各種介助が必要な方に対しては、その方のADLを検討した個別処遇に基づき適切な浴槽の選択及び介助を提供しながら、入浴を楽しんで頂くと共に、生活リハビリを実践していく。
 - 6 全ての利用者が安全かつ快適に入浴を楽しんで頂けるよう、各種入浴機器や適切な介護備品等を脱衣室及び浴室に常備し、職員の管理のもとこれらを使用する。

(教養・娯楽・機能回復訓練)

- 第21条 利用者の趣味や娯楽、機能回復訓練の一環として機能訓練指導員やその他の職員により次に掲げる事項を立案、計画し実施する。
- (1) 趣味の分野として手工芸や調理を実施、また外出行事を年に数回実施し社会見学や社会参加の場を提供する。
 - (2) 機能回復訓練の一環として食事や排泄、入浴時の生活リハビリの他に遊びリハビリテーションや音楽療法、認知症療法また集団で実施するグループワーク等を実施する。
 - (3) 利用者の要望も聞き、教養娯楽、等の中に広く取り入れていく。

第 5 章 災 害 防 止

(非常災害対策)

- 第22条 サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等、適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

(業務継続計画の策定等)

第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 6 章 その他の運営に関する重要事項

(教育研修)

第24条 事業者は、社会福祉に従事する職員として、福祉に対する理念と事務及び技能の向上を図るため、必要と認められる研修を実施するものとする。

(契約当事者の変更)

第25条 利用契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等のいずれかをあらかじめ代理人として定めることができる。

- 2 代理人を定めていなかった契約者が、急遽上記の事態に陥った場合、事業所は利用者または他の家族等に連絡し、速やかに別の契約者を立てて契約の変更を取り交わさなければならない。また、連帯保証人についても同様とする。

(苦情処理)

第26条 施設は別に定める「かみかわ福寿園 苦情解決規程」に基づき、その行った処遇に関する利用者から苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

(運営推進会議)

第27条 事業所は別に定める「社会福祉法人かみかわ福寿園 運営推進会議設置要綱」(以下「要綱」という)に基づき、事業所の行う事業を地域に開かれたサービスとしてサービスの質の確保を図る事を目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は、利用者または利用者の家族、地域住民の代表者、上川町または地域包括支援センターの職員及び施設サービスについて知見を有する者で構成するものとする。

- 3 委員の人数は6名以上とする。
- 4 運営推進会議の開催はおおむね年に2回以上とする。
- 5 運営推進会議は施設サービスの活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(地域との連携等)

第28条 事業所は、運営をあたる上で地域住民または自発的な活動等と連携し、地域への啓蒙活動等を行う等、交流に努めなければならない。

(事故予防並びに事故発生時の対応)

- 第29条 事業所は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに所定の様式にて保険者または北海道に報告すると共に、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業所は、上記で施設側が賠償すべき事故が発生した場合は、利用者又は家族等に対し、適切な損害賠償を速やかに行わなければならない。ただし、利用者に故意または過失が認められる場合で、利用者の心身の状況を斟酌し相当と認められる場合は、損害賠償責任を減じる事ができる。
 - 3 事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わない事とする。
 - 4 事業所は、利用者の生命と暮らしを守るために「かみかわ福寿園 事件・事故防止対応マニュアル」に則し定期的に委員会を開催し、危険個所の調査並びに対応策の検討を実施し、全職員で利用者の事故予防に努めるものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会)

第30条 施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るために、当該施設における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催するものとします。

(秘密保持)

- 第31条 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 退職した者に対しても、業務上知り得た利用者または家族等の秘密を保持させるため、職員との雇用契約の内容に退職後においても守秘義務の継続を保持する旨を義務づける事とする。

3 事業所は利用者の処遇検討および入院または他事業所への利用が発生した際に、利用者への治療または処遇に支障が来さない様、必要な個人情報を関係事業者等に提示する事ができる。その際、事業所は利用者との利用契約時に様式「情報開示同意書」にて承諾を得るものとする

(虐待防止に関する事項)

第32条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備する。
 - (3) 業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを北海道並びに市町村に通報する。

(身体拘束)

第33条 施設は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命は身体を保護するため、やむを得ず身体拘束を行う場合には、「大雪荘身体拘束ゼロ推進マニュアル」に基づき、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(感染症対策)

第34条 事業所において感染症又は食中毒が発生し、またはまん延しない様に、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症または食中毒の予防及びまん延防止のための対策委員会を定期的に開催する。
- (2) 感染症または食中毒及びまん延防止のための指針を策定し、前号の対策委員会にて隨時見直すこと。
- (3) 感染症または食中毒及びまん延防止のための研修会を定期的に開催する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」並びに「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改定版」に沿った対応を行うこととする。
- (5) その他関係通知の遵守。

(補 則)

第35条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項説明書は理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規定は、平成15年6月1日から施行する。

平成15年7月29日 第7条及び第9条第2項を改定。

平成17年10月6日 別表1を改定。

平成18年3月24日 第11条第1～3項、第12条、第14条及び第20条を改定。

平成18年9月28日 第1条を改定する。

平成21年4月 1日 第12及び第13条を改定。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年4月1日から適用する。

